

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日： 令和5年5月31日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却]( 令和5年4月度 )

対象期間： 令和5年 4月 1日 ~ 令和5年 4月30日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規一十二条の七の二-イ、規一十二条の七の五-イ]

種類	数量(単位)
産業廃棄物	
燃え殻	( /月)
汚泥	5.478 ( t /月)
廃油	0.623 ( t /月)
廃酸	( /月)
廃アルカリ	( /月)
廃プラスチック類	101.27 ( t /月)
紙くず	33.91 ( t /月)
木くず	41.13 ( t /月)
繊維くず	16.83 ( t /月)
動植物性残さ	( t /月)
動物系固形不要物	( /月)
ゴムくず	( t /月)
金属くず	( /月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	( /月)
鉱さい	( /月)
がれき類	( /月)
動物のふん尿	( /月)
動物の死体	( /月)
ばいじん	( /月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	( /月)
特別管理産業廃棄物	
燃えやすい廃油	( /月)
pH2.0以下の廃酸	( /月)
pH12.5以上の廃アルカリ	( /月)
感染性産業廃棄物	( /月)
その他( )	( /月)
その他( )	( /月)

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度 <sup>※4</sup>
測定位置	別紙1の通り <sup>※1</sup>	別紙1の通り <sup>※1</sup>	別紙1の通り <sup>※1</sup>	別紙1の通り <sup>※1</sup>
測定結果が得られた日	令和 5年4月28日	令和 5年4月28日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
測定結果	794	140		別紙2の通り <sup>※2</sup>

ばいじんの除去の実施状況と措置[規一十二条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	令和 5年 4月28日	令和 5年 4月 1日~28日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ]

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	別紙1の通り <sup>※1</sup>	別紙1の通り <sup>※1</sup>
採取した年月日	令和 4年 11月 2日	令和 4年11月 1日
測定結果が得られた日	令和 4年 11月18日	令和 4年11月 8日
ダイオキシン類 <sup>※3</sup>		4.0 (ng-TEQ/m3)
ばい煙量又はばい煙濃度 <sup>※3</sup>		
	硫酸化物	10未満 ( ppm ) <sup>※5</sup>
	ばいじん	0.001未満 ( g/m <sup>3</sup> ) <sup>※5</sup>
	塩化水素	23 ( mg/m <sup>3</sup> ) <sup>※5</sup>
	窒素酸化物	50 ( ppm ) <sup>※5</sup>

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。

※2 連続記録紙を添付すること。 ※3 計量証明書を添付しても良い。 ※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。 ※5 単位を記入すること。